

# 松伏町臨時・嘱託職員の登録を受け付けます

平成24年度中に松伏町臨時・嘱託職員として働きたい方の登録を受け付けます。

■勤務時間／6時間～7時間45分(任用形態、勤務先によって異なります)

■雇用期間／臨時職員は6カ月以内(年度内で更新の場合あり)、嘱託職員は1年以内

■時給／臨時事務職員800円、嘱託事務職員900円

臨時・嘱託保育士1,000円

管理栄養士1,200円、保健師1,300円

※上記は平成23年度の時給です。

■選考方法／書類選考、ワード及びエクセルのパソコンの実技試験、面接

■申込み／履歴書に勤務可能な曜日や時間帯、希望する職や勤務地など必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、職員文書担当まで郵送又は持参してください。

保育士等の専門職は資格証明書の写しを添付してください。

登録は平成24年度内に限り有効です。

なお、書類は登録期間終了後、当方で廃棄処分させていただきますのであらかじめご了承ください。

※採用については、業務の発生や欠員などにより募集枠が発生した際に、ご登録いただいた方の中から必要に応じてご連絡します。

■採用実績／一般事務職、保育士、保健師、管理栄養士等

(年間を通して登録を受け付けています)

# 松伏町統計調査協力員を募集します

町では、国などが行う様々な統計調査に、継続して従事していただく方を募集します。お申し込みいただいた方は、町の統計調査協力員として登録され、統計調査が実施されるごとに統計調査員として従事していただくことになります。

統計は、明るい未来を創造する貴重な資料となります。皆さん、ぜひお申し込みください。

## ■統計調査

統計法に基づく調査が、1年に2～3種類あり、調査結果は、国や地方の行政施策を企画・立案する上での、重要な資料として利用されています。

## ■応募資格

- ① 年齢20歳以上75歳未満の方
- ② 統計調査員として、その任務が完全に遂行できる方
- ③ 求めに応じて積極的に各種統計調査に従事でき、かつ、健康である方
- ④ 選挙関係者及び税務、警察に直接関係のない方

## ■調査員の身分

調査期間中は、非常勤の公務員となり、調査の種類、受け持ち件数に応じて、報酬が支払われます。

## ■主な仕事

- ① 調査員説明会への出席
- ② 調査票の配布・回収・点検・整理・提出

## ■申込み

平成24年3月23日(金) までに秘書広報担当窓口へ(電話申込み不可)。